

陽があたった柔道整復術

広報部

新しい年を迎え、柔道整復術が公認された大正9年4月21日の前後、我々大先輩の身を切るようなご苦労に少しでも触れることが出来ればということから、関係者の方々から投稿あるいは既刊の記事転載をご許可いただき掲載いたします。

今まさに我々にもいろいろな問題が山積し取り組んでゆかねばならないとき、先人の魂を胸に刻み込み活動してゆきたいものであります。

温故知新

柔道整復術公認記念碑の建立

(社)茨城県柔道接骨師会広報部

大正十年、大日本柔道整復術同志会茨城支部は、柔道整復術公認記念碑を東海村村松山虚空蔵尊敬境内に建立した。この碑は、柔道整復術の公認を記念し、その苦節の歴史と協力者の高德を永遠に残すべく建立したものである。碑に刻まれた文章は次の通りである。

『大正九年四月廿一日柔道整復術始めて公認せらる。越て十年有志相計り碑を建て永く之を記せしむとして文を余に囑す惟ふに整復術は前の所謂接骨術にして柔道と唇齒輔車の關係ありしも明治十八年醫師以外の療法を禁ぜられしより古來永く研鑽せられたる接骨術も施すに由なく之を放棄するの止むなきに至れり不肖七郎夙に之を慨き四十四年自ら揣らずこれが復舊を企しも力微に才粗にして獨力能く爲し能はざるを慮り同志の士、竹岡宇三郎、市川欽、萩原廣治、津田繁三郎、宮本半藏、井上縫太郎、松井百太郎、八木寅次郎、田中鶴次郎、佐藤信次郎、兒玉光太郎の諸士に諮る諸士即ち直に之を翼賛せられ終に柔道接骨術公認期成會を組織するに至れり是實に大正二年七月十五日なりとす爾來此等の諸氏終始密勿機會ある毎に之が貫徹を計り或は帝國議

會の請願となり或は要路に就て其必要を説き東奔西走席暖まる暇あらず終に能く其初志を貫き以て今日あるを致せり是れ豈至誠能く人を動かし人生必須の術たるを承認せしめたるによらずむばあらず而して本縣人にして此舉を賛し努力黽勉心力を盡して事に當られしは、川又熊三郎、梶山捨吉、山田辰之助、山田千代壽、宮本仁之助、寺門徳三、鈴木嘉八、星野元七、松岡龍雄、宮本正三の諸士にして尚ほ當時全國三百餘名の同志諸彦陰に陽に之が爲に力を致されしは其功決して没すべからず嗚呼斯道の禁歇せられしより三十六年將に其湮滅せむとするを復活し衆庶をして其處に浴せしむ諸士の功や眞に偉大なりと謂ふべし



後の斯道を修する者思を爰に致し琢磨研鑽敢て或は怠りなく瞞めて先人の志を繼承し益々此術を發揚せむことを期せざるべからず茲に其梗概を叙し諸氏の徳を顯揚し併せて後進子弟に望むと云爾

大正十年五月

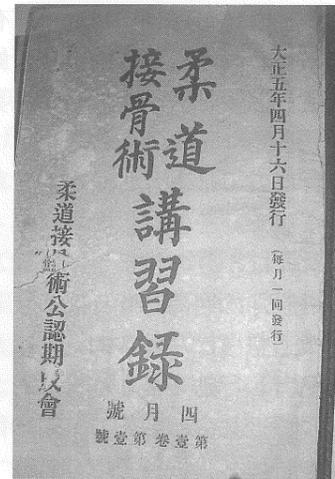
元帥海軍大將正二位大勲位功一級伯爵東郷平八郎閣下篆額

東京眞道館主 萩原七郎撰文 水戸 藤田友也書

大日本柔道整復術同志會茨城支部建之

公認記念碑の前に立ちて
もし、柔道整復術に心の故郷があるとするならば、それは茨城県東海村村松山・虚空蔵尊境内の裏庭にある、我らの先人が建立した巨岩の石碑「武医同術」なる柔道整復術公認記念碑である。
日本の伝統医学として、奈良、平安：江戸、明治と辿ってきた非観血的接骨の技法が、柔術と医学の流れの中から柔道整復術として、大正九年（一九二〇）四月二一日に公認されたことの証しである。
そこには会員の歎びと将来への大きな飛躍と希望が脈々と伝わる。生涯に一度は訪ねてみる価値のある聖地である。静まってみると三メートル六〇センチの碑を仰ぐとき、我らは何を為すべきかを考えさせられるひとときである。
(我部 正彦)

〔転載〕※日本柔道整復接骨医学会「柔整・接骨史分科会」機関紙 第21号(平成17年12月3日発行)掲載文



所蔵 (社)愛知県柔道整復師会
期成会会員であった関常三郎氏
(東京府豊多摩郡淀橋町柏木314)の子息、関清先生(社)愛知県柔道整復師会元副会長)より寄贈されたもの

大正9年4月21日、柔道整復術が公認されて、大日本柔道整復術同志会が発足した。そして大正9年5月、茨城県の同志によって大日本柔道整復術同志会茨城支部が結成され、支部長に山田辰之助氏が就任した。当時の会員は9名であり、これは全国各支部中7番目の会員数であった。

大正9年10月に行われた第1回柔道整復術試験では、貝塚義憲、星野元七、松岡龍雄、山田千代寿、寺門徳三、宮本正三、猿橋東太郎の諸氏が合格し、大正10年4月の第2回柔道整復術試験では、山田辰之助、鈴木嘉八、宮本仁之助の諸氏が合格した。

公認運動で活躍し、運動なかばにして大正4年2月、不帰の客となった梶山捨吉氏、そして公認運動の協力者川又熊三郎氏の名を忘れることは出来ない。

※

〔柔道接骨術講習録〕

(柔道接骨術公認期成会)

大正5年4月16日発行～

大正7年1月11日発行 一部転載

